

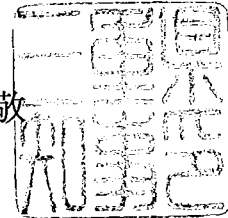
産業廃棄物処理施設変更許可証

平成 24 年 6 月 12 日

住 所 三重県津市安濃町妙法寺 5 4 1 番地
氏 名 株式会社テクノ利昌
代表取締役 平良 静雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 鈴木 英 敬



許可の年月日	平成 9 年 8 月 20 日	許可番号	9 津保第 1332-3 号
施設の種類及び 処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 3 号（汚泥の焼却施設）、第 5 号（廃油の焼却施設）、第 8 号（廃プラスチック類の焼却施設）及び第 13 号の 2（産業廃棄物の焼却施設） 処理する産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ		
設置場所	三重県津市安濃町妙法寺 542、542-1、543、544、545 番地		
処理能力	汚泥 5.2m ³ /日（8 時間） 廃油 7.3m ³ /日（8 時間） 廃プラスチック類 6.6t/日（8 時間） 木くず、紙くず、繊維くず、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ 22.4t/日（8 時間）		
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	—		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

許可証書き換え履歴

平成 24 年 5 月 28 日

法人の名称の変更による書き換え

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年6月12日

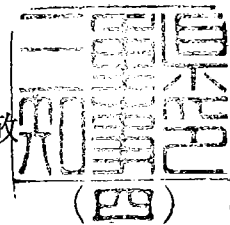
住 所 三重県津市安濃町妙法寺541番地

氏 名 株式会社テクノ利昌

代表取締役 平良 静雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 鈴木 英 敬



許可の年月日	平成16年5月31日	許可番号	津生第 40-3 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種類 処理する産業廃棄物の種類	破碎施設 木くず、廃プラスチック類	
設置場所	三重県津市安濃町妙法寺544番地		
処理能力	木くず 廃プラスチック類	45.9 t / 日 (8時間) 19.4 t / 日 (8時間)	
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

許可証書き換えの履歴
平成23年6月28日
平成24年5月28日

代表取締役の選任による書換
法人名称の変更届出による書換